分科会 24

市民後見人による後見活動と生活支援活動はどう連携するのが望ましいか

提

言

住み慣れた地域で 安心安全に暮らし続けられるように 身上保護など きめ細やかな支援を行うことができる 市民後見人を各地で 積極的に養成しよう。

登 壇 者

【進行役】 大森 彌氏 東京大学名誉教授

赤沼 康弘氏 赤沼法律事務所 弁護士

小池 信行氏 山田二郎法律事務所 弁護士

羽田 冨美江氏 地域密着多機能ホーム 「鞆の浦・さくらホーム」 施設長

村井 智子氏 大阪市成年後見支援センター所長

▮議事要旨 大森 彌氏

本分科会のテーマのねらいは、身上保護(監護)を中心に後見活動を行う市民後見人をどう育て、地域活動との連携をいかに図るか、その道筋を探ることでした。

いくつかの確認事項

- 〇成年後見制度は、2000年4月から、契約を前提とした 介護保険制度の実施とともに開始されました。この制度は、判断能力が十分でない人の尊厳を確保するために、その意思決定を支援する制度といえます。本人、配偶者、4親等以内の親族、市町村長等からの申請を受け、家庭裁判所の裁判官が、本人の判断能力の程度に応じて、後見人、保佐人、補助人を決めます。後見人等は、財産管理・処分、遺産相続、福祉施設の入退所など生活全般に関する法律行為を本人に代わって行います。
- ○後見人のうち、本分科会の議論の対象は、いわゆる「市民後見人」ですが、これは正式の法律用語ではないのです。最高裁判所事務総局家庭局公表の「成年後見関係事件の概況」(平成25年)では、「市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう。」とされています(傍線は筆者)。成年後見は、親族後見と第3者後見に区別できますが、第3者後見のうち専門職でない人が後見人の活動に当たる場合を市民後見と呼んでいます。
- ○後見活動の内容は、大きく、預貯金などの財産管理と 医療・介護サービスの契約などの生活支援に分かれて います。従来、財産管理に重点が置かれてきましたが、 安心して地域で暮らせるためには身上保護の役割が大 きいのです。「成年後見制度利用促進基本計画」(平 成29年3月閣議決定)では、今後の目標を、本人の意 思決定支援や身上保護を重視して、利用者がメリット を実感できるようにすること、全国どこでも必要な人 が制度を利用できるよう地域連携のネットワークを

構築することとしています。

○後見人である親族が金銭の着服をしたり、専門職後見人が不当な報酬額を取得し財産を侵奪したりするケースが全国各地で報告され、市民後見人の養成と活用が不可欠だという認識が広がりました。厚労省では、2011 (平成23) 年度から、これを具体化するための試みとして、「市民後見推進事業」を始めました。そこでは、「専門職後見人以外の市民を含めた後見人」のことを「市民後見人」と呼んでいます。国が全額補助(10分の10)を行い、市民後見人の育成及び活用を支援する事業です。その意味で平成23年度は、行政による後見支援システムを本格的に整備する幕開けとなった年、「市民後見元年」と呼ぶことができそうです。

ケースから学びえたこと

以上のような背景を踏まえて、本分科会では、市民後 見人による後見活動と生活支援活動との連携に関連して、 5人のパネリストが報告と議論を展開しました。何より も印象的であったのは、羽田冨美江さんが報告された K さんを巡る地域支援活動でした。それは、実質的な後見 活動と生活支援活動が見事に結びついた実例でした。

ケースの概要

Kさんは、アルツハイマー型認知症の独居の人で 身内は何年も疎遠になっている義理の弟さんだけ でした。近隣の住民の心配はKさんが何度も徘徊す ることでした。Kさんの意向は自宅で暮らすことで したが、弟さんは早く施設に入れてくれというばか りでした。そこで、「施設入所が決まるまで」と、 小規模多機能居宅介護を利用しながら、町内会長さ んが音頭を取りながら近隣住民で役割分担をしてK さんを支えることになりました。

まず行ったのは、Kさんの徘徊のルートと何のために歩いているかを探ることでした。徘徊の目的は母親を探していることと、どのルートを歩いても家にはたどり着くことがわかりました。

次に町内会長が中心となって、地域サロンの世話

役と担当ケアマネなどが会合を開きました。そこで、Kさんの歩くルートや時間帯、その目的を伝え、歩き回ることをやめさせるのではなく自由にしてもらい、それをサロンに参加している住民が気にかけ見守る方針になりました。

また、日々の暮らしを支える役割分担も決め、サポートネットワークを創りました。認知症が進行する中で様々な課題にぶつかり、それを解決するための話し合いを繰り返しているうちに、住民はKさんのことを理解していきました。そして「いずれ自分の行く道だ」として見守るように意識が変わっていき、Kさんを気にかけるネットワークは徐々に広がっていきました。

その結果、Kさんの徘徊の見守り・安否確認・服薬・デイサービスの迎えが来るまでの話し相手・異変に気づいたら事業所へ連絡するなど、住民の生活支援と小規模多機能サービスとによって8年もの長い間地域(集落)で支え、Kさんを自宅で看取ることができました。町内会長さんがお寺への連絡を行い、数名の住民とスタッフでお通夜を執り行いました。

このケースの主役である町内会長さんは、家庭裁判所から「市民後見人」を受任されていませんでしたが、実際には成年後見でいう身上保護を8年もの間行ったのです。しかも、Kさんの力を奪わない支援、その意思を尊重し、寄り添う支援を地域住民と専門職との緊密な連携によってやり抜きました。これは、「地域後見」の実例とも言えます。この町内会長のような人こそ市民後見人にふさわしいと言えるのではないかと思います。

市民後見人養成講座を受ける動機

パネリストの東啓二さんの報告によれば、市民後見人 養成講座を受ける動機は、「仕事に役立てたい」(最近、 高齢者やその家族から相談されることが多い。成年後見 制度が必要だと思われるが、よく分からない。勉強して 自信を持ってアドバイスをしたい。)、「わが子の将来が 不安」(子どもが知的障がいのため将来のことを考える と不安。自分の亡き後を誰に託してよいか分からない。)、 「自分のために」(一人で暮らしているが、頼れる人は 誰もいない。認知症や身体が不自由になったことを考え ると不安になる。)とともに「地域のために」(最近向かいの家にセールスマンがよく出入りしている。必要のないものをたくさん買っているようだ。断り切れないようなので、何とかしてあげたい。)があげられていました。「市民後見人」になろうとする重要な動機の一つが身近な地域に暮らす人のためであることは、市民後見人の本質を表していると考えられます。この点で示唆に富む報告をされたのは村井智子さんでした。

ボランティアとしての市民後見人

大阪市では、平成19年6月に大阪市成年後見支援センターを開設し、第三者後見人の新たな担い手として市民後見人の養成・活動支援等を実施しています。2019年度は第13期の市民後見人養成講座を実施し、講座修了後は、意向確認のうえ「市民後見人バンク」に登録しています。平成30年度末時点で、家庭裁判所に選任された市民後見人の累計は207人となっています。

大阪市の市民後見人は、1人の市民後見人が1人を担当し、専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)による専門的支援及びセンターによる日常的支援を受けながら活動しています。大阪市での特色は、市民後見人の活動を地域住民による支え合い活動の一環であると考え、報酬を前提としないボランティア・市民活動と位置付けている点です。そこで、市民後見人が受任する事案は、複雑な法律関係や紛争が絡まない事案であり、専門職にはない市民感覚や市民目線で地域住民の権利擁護に寄与することが期待されているとされます。

地域における支え合い活動の延長線上にある活動であることから、おおむね30分以内で訪問できる距離を活動の場としています。月3~4回程度、訪問し、本人に寄り添い、その意向をくみ取って、本人らしい生活の実現を目指して活動しています。具体的な活動として、財産管理においては、福祉サービス利用料の支払いなどの日常的な金銭管理、身上保護においては、ケアプランの確認、サービス担当者会議への出席、サービス改善の申し入れなどです。

大阪市の市民後見人の活動実態で想起されるのは、特定非営利活動促進法の第1条です。日本の法律でタイトルに「市民」が入っているのは「市民農園整備促進法」のみですが、ここでの「市民」は「主として都市部に暮らす住民」のこととされ、特段の意味はなさそうです。

しかし、特定非営利活動促進法の第1条では、特定非営利活動を「ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動」と定義されています。大阪市が育て支援しているボランティアとしての市民後見人の活動は、まさに「市民が行う自由な社会貢献活動」であると言えます。貢献活動の対象は身近な地域社会で支援を必要としている人びとです。

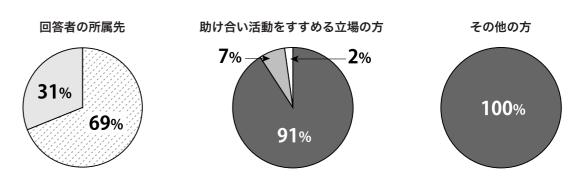
市民後見人のバックアップ体制

弁護士の赤沼康弘さんからは、市民後見人の役割、現在の活用状況、市民後見人に対する需要、市民後見人の素養とバックアップ体制について報告がありました。同じく弁護士の小池信行さんからは、市民後見人が身上保護を担う適格者として期待されるのは、主として当該地域に福祉・保健・医療等に関してどのような人的資源が存在し、実際どのようなサービスが提供されているか等を把握していることから、その地域における協力や支援

のネットワークを作りやすいと考えられている点にあるという指摘がありました。また、市民後見人は自らが養成研修を受けた法人(社会福祉協議会やNPOなど)からの支援を受けることによってその知識・能力を補完している点の指摘がありました。市民後見人の活動にとって、この法人による支援方式が相当の成果を収めているとのことでした。

身寄りのない認知症の人が増える中で、成年後見、特に身上保護の重要性を理解している市民後見人の需要は高まっていくものと考えられます。市民後見人の受任件数の増やし方、市民後見人育成研修テキストのあり方、市民後見人の成り手としての介護相談員や認知症サポーターの可能性、市町村社会福祉協議会の日常生活自立支援事業(預金通帳などの預かり、日常的な金銭管理の代行、福祉サービスの利用援助)との関係、後見人・保佐人・補助人のうち後見人への偏りとその是正といった問題は今後の検討課題にしたいものと思います。

アンケートの結果 参加者概数:120名 回答者数:81名



■ 寄せられた声から

- 成年後見制度のニーズがありながら、制度利用までいかないケースがたくさんあると思います。利用するまでのはじめの一歩を踏み出すことが難しいかと思います。市民後見制度における助け合い・支え合いが実現できる社会を願います。
- ●市民というだけで複雑な事業はダメとか財産が多いとダメとか、あまりにも本人(利用者)を無視していると思うし、市民を下に見ている今までの運用がダメだったことが明らかなのでダイナミックな転換をお願いしたい
- 地域の見守りの限界があることも知っていただき、そのための制度として後見があること等、SC としても 今後周知していきたい。

